



●講堂・体育館●

お問い合わせ 中央公民館 752-3080

月日	催し物の名称	開催時間	入場方法	主催
8/1 (日)	年少リーダー研修会 第1回目	9:00~12:00	要申込み (40人)	中央公民館 (対象: 申込者)
8/10 (火)	いきいきクラブ連合会 健康づくりいきいき運動研修会	10:00~12:00	90人	高齢者支援課 春日部市いきいき クラブ連合会 (対象: いきいきクラブ会員)

※会場の定員は 175 名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

●ギャラリー●

月日	催し物の名称	展示・開催時間	主催・定員等
8/6(金)~ 8/7(土)	第27回 ネオステンド・アート協会支部展 ~葉(ひこばえ)展~	10:00~17:00	ネオステンド・アート協会 春日部第三支部、杉戸 支部、茨城第一支部 観覧自由
8/10(水)	親子ワークショップ 「紙コップ1万個の インスタレーション」	<del>10:30~12:00</del> <b>中止</b>	春日部市コミュニティ 推進協議会 (対象: 申込者)
8/20(金)	かすかべ歌声ランド	14:00 ~ 15:45	かすかべ歌声ランド 自由
8/21(土)	うたごえ Familia	<会場予約時間> 13:00~17:00	異文化芸術交流会 自由
8/31(火)~ 9/5(日)	P・A・M・A展	10:00~17:00 (初日 13:00から)	P・A・M・A会 観覧自由

※会場の定員は 100 名。定員を超えた場合等、入場をお断りすることがございます。

●主催事業● - 受講者募集 -

催し物の名称	開催日程	内容	定員	受付・締切
「かすかべカフェ」☕	8/5 (木)	はじめての絵手紙 絵手紙の基本について学ぶ	15名 (先着順)	電話または直接 (受付中) 参加費 500 円
「夏休み子ども体験教室」 生け花と音楽の コンサート🌿🎵	8/6 (金)	生け花の世界観に とけあうステキな 音楽を鑑賞し、 生け花を体験!	25名 (先着順)	電話または直接 (受付中) 参加費 600 円

■注意事項■

1. 主催事業以外の催し物に関しましては、各主催者へお問い合わせください。
  2. 入場券等の取り扱いは、公民館では一切行っておりません。
  3. 上記日程以外にも、サークル等（一般利用者）の利用があります。  
空いた時間で、会場の利用をご希望の方は、中央公民館窓口までお問い合わせください。
- 新型コロナウイルス感染拡大の状況等によっては、催し物が中止となる場合があります。

🍉今月の休館日🌿 2日(月)、8日(日)、9日(月)  
16日(月)、23日(月)、30日(月)



令和3年8月

連載特別

# 公民館の役割について



—「今月のお知らせ」裏面をご覧くださいありがとうございます！—

5月号より、お知らせの裏面を活用して「公民館の役割」について掲載しています。あなたの知らなかった公民館の一面が、見えてくるかもしれません！？ぜひご一読ください。（お知らせの情報量によっては、連載をお休みする場合があります）

## 公民館とは・・・公民館の運営（その2）

### 1. 公民館の特色

前月の連載で、公民館の大切な仕事のひとつとして「講座を開催すること」と説明しましたが、近年、カルチャーセンターなどの施設でも、多様な「講座」が開催されています。では、公民館とカルチャーセンターの違いは、どのような点でしょうか？

最も大きな違いは公民館が、「社会教育法」や「教育基本法」で明確な位置づけがなされている点にあります。また、カルチャーセンターが開催する講座の対象者は「その講座に興味のある人」であるのに対し、公民館の講座の対象者は、他ならぬ「地域住民」です。

そして、学習形態にも違いがあります。カルチャーセンターは「講師が中心」であるのに対して、公民館は「学びたい人」が中心です。

さらに、学習したことを還元する先にも違いがあります。カルチャーセンターでの学習講座は主に「個人に還元（資格取得・キャリアアップ）」するためのものであるという点に対して、公民館での学習講座は、「地域に還元（学習したことを生かして地域活動に取り組むこと）」のためのものといえるのです。

他にも、公民館では、地域性を持たせたそれぞれの地域ならではの講座が展開されたり、講座の受講を経て、その後の学習機会に繋がるよう、「もっと学びたい人」を中心としてサークル化されるといった特色も持ち合わせています。



### 2. 公民館の職員・社会教育主事とは

春日部市の公民館では、社会教育法により必置とされている「館長」と、一般に「公民館主事」と呼ばれる職員が配置され職務にあたっています。

また、社会教育に関する専門の資格を持った「社会教育主事」という職員が働いています。この社会教育主事は、法律上、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に必ず配置することとされています。春日部市では、令和3年8月現在、市内16公民館のうち7館に、計7名の職員が、教育委員会から社会教育主事の発令を受けています。なお、社会教育主事の資格を有しているものの、発令を受けていない職員も多数在籍しています。

社会教育主事は主に、地域で社会教育活動をする人々（公民館でいえば公民館利用者など）に対し、専門的・技術的な指導及び助言を行い、地域のコーディネーターとして積極的な役割を果たすことが期待されています。

社会教育主事として公民館の職務にあたる職員は、日々、自覚と熱意を持って、それぞれの地域、そして公民館利用者の皆さまに寄り添いながら公民館業務に取り組むことを心掛けています。



▶次回は「公民館の5つの役割」を特集します！